県立学校ｉＰａｄ修繕業務仕様書

１　業務名

　　県立学校ｉＰａｄ修繕業務

２　履行期間

契約締結日から令和７年３月３１日まで

３　適用範囲

　　本仕様書は、大分県が発注する「県立学校ｉＰａｄ修繕業務」（以下「本業務」という。）に適用する。本仕様書に記載のない事項であっても、業務の発注者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）双方が協議して定めた業務はこれを遵守するとともに、乙は本業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）に周知徹底し、業務の遂行にあたらなければならない。

４　業務内容

　　乙は、別添の修繕対象一覧に記載した物件について、端末引取り、診断、キーボード正常動作確認、ラベル内容の確認、ラベル剥がしを行い、修繕手配をするほか、修繕完了後に、動作確認、キーボード取り付け、清掃、ラベル作成、ラベル貼り付けを行い、教育デジタル改革室へ修繕対象物件及びシリアル番号等の報告、端末配送、履歴管理をするものとする。

　　また、導入時にフィルムが貼られている端末は、同じ型番のフィルムを手配し、貼り付けを行うこと。型番は機器納入事業者または教育デジタル改革室に確認すること。

　　修繕手配にあたっては、Apple Japan合同会社、Apple Inc.及びその関連会社(以下「Apple」という。)の認定している正規のサービスプロバイダやAppleStoreを通じてApple純正部品を使った修理を行うものとする。

　　修繕対象物件の修繕が完了した場合は、おおむね２週間ごとに修理が完了したものをとりまとめ、教育デジタル改革室へ提出するものとする。

５　修繕内容の変更について

　　修繕内容については、Apple認定の正規サービスプロバイダやAppleStoreへ修繕対象物件を配送し、到着後に実機検査を行った上で確定する。

実機検査の結果、別の問題が見つかるなど、修繕内容の変更が生じた場合は、乙は甲に対し変更内容及び追加経費の要否を報告し、必要な指示を受けること。